

長野県公安委員会告示第15号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）第9条第2項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師を次のとおり指定しました。

平成28年3月31日

長野県公安委員会委員長 大澤一郎

1 指定を受けた医師の氏名、勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する病院等		診断の対象者
	名称	所在地	
荻原朋美	国立大学法人信州大学 医学部附属病院	松本市旭3丁目1番1号	法第5条第1項第3号の介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者

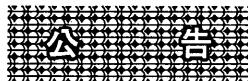
2 指定年月日

平成28年3月24日

3 指定期間

2の指定年月日から平成30年10月8日まで

生活安全企画課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

飯田都市計画下水道 飯田市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、飯田市建設部地域計画課

生活排水課

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次の生産事業者を登録しました。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1388	樋口幸 長野市西和田1-17-47	幼苗の育成	大平林業建設 長野市西和田1-17-47
1389	山口真保呂 大町市大町6449-1	種穂の採取、精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	山口真保呂 大町市大町6449-1

森林づくり推進課

公告

平成8年5月9日付け公告（長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 県の機関が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の対象となる調達に関する供給者の苦情について、長野県が行う政府調達に関する苦情の処理手続（平成28年3月31日付け公告）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、長野県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条第1項中「5人」を「6人以内」に改め、同条第2項後段を削り、同条第3項中「2年とする」を「3年以内とし、再任を妨げない」に、「残任期間とする」を「残任期間とし、平成28年4月1日以後最初に委嘱される委員の任期は、委嘱の際に定める期間とする」に改め、同条に次の1項を加える。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第7条の見出しを「（雑則）」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「会計局会計課」を「会計局契約・検査課」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(議事録)

第7条 委員会においては、議事録を作成する。

第5条第2項中「出席委員」を「出席した委員」に、「で決し」を「をもって決し」に改め、同条を第6条とし、第4条第1項を次のとおり改める。

委員長は、委員会を招集する。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「委員が互選する」を「互選によりこれを定める」に改め、同条第2項中「する」を「し、議長として委員会の議事を運営する」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(守秘義務)

第3条 知事は、委嘱の際、委員に職務上知り得た秘密を漏らさないことを誓約させるものとする。

契約・検査課

公告

平成28年5月9日付け公告（長野県が行う政府調達に関する苦情の処理手続）の全部を次のように改正します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県が行う政府調達に関する苦情の処理手続

1 長野県政府調達苦情検討委員会

- (1) 長野県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、苦情を文書で受理し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。
- (2) 申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。

2 用語の定義

- (1) この処理手続において、「供給者」とは、調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。
- (2) この処理手続において、「提供を行うことが可能であった者」とは、調達手続への参加に関心を有し又は有していた者で、次に掲げる者を含む。

ア 入札に参加した者（提供を行った者を除く。）

- (1) 一般競争入札に参加した者
- (2) 指名競争入札に参加した者
- (3) 隨意契約手続に何らかの対応をした者

イ 入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者

- (1) 調達手続に違反があったため入札に参加しなかった者
- (2) 調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため、参加できなかった者

(3) 入札参加資格手続において参加を認められなかった者

ウ 入札手続（随意契約を含む。）に間接的に参加する者

- (4) この処理手続において、「調達機関」とは、産品及びサービス又は公共事業等の調達を行う機関であって県の機関とする。
- (5) この処理手続において、「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもののをいう。

3 苦情の申立て

供給者は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年

3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。

4 調達機関との協議

- (1) 供給者が、協定等の違反があると考える場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。
- (2) 供給者が協定等の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあっては、当該調達機関は、当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。
- (3) 協議は、供給者、調達機関のいずれからも、書面による通知をもって打ち切ることができる。
- (4) (3)に基づく協議終了の結果、苦情が解決に至らなかった場合には、協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間から除外する。

5 期間

- (1) 本処理手続において、日数の計算は、特に規定のない限り曆日による。
- (2) 本処理手續において、作業日とは、県の休日（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。）でない日をいう。
- (3) 本処理手續において、期間の初日は算入しない。
- (4) 本処理手續において、期間の末日が県の休日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。

6 参加者

- (1) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つすべての供給者は、苦情処理手続に参加することができる。
- (2) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。
- (3) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望するものは、7の(7)に定める公示後5日以内に参加の趣旨及び理由を明らかにした書面をもって参加の意思を委員会に通知しなければならず、当該供給者であって通知を行った者（以下「参加者」という。）は、本処理手続の適用を受ける。

- (4) 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し、参加者の氏名並びに参加の趣旨及び理由を通知しなければならない。
- (5) (3)による参加の通知は、いつでも取り下げができる。
- (6) (5)による取下げは、書面をもって行わなければならない。
- (7) 委員会は、(5)による取下げがあった場合には、苦情申立人及び関係調達機関に対し遅滞なく、書面をもってその旨を通知しなければならない。

7 苦情の検討の手続

- (1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。なお、苦情申立ての書類が郵送により提出された場合に

- は、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合には、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなす。
- また、関係調達機関又は長野県政府調達苦情検討委員会が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は、所定の苦情申立て期間に申し立てられたものとみなす。
- (2) 委員会は、苦情の申立てのあった後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。
- (3) 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。
- (4) 委員会は、申立て後10作業日以内に苦情について検討し、次のいずれかに該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。ただし、申立て後10作業日以内に却下の判断が困難な場合は、個別事情に応じ例外的措置として申立て後10作業日を超えて却下することができる。
- ア 遅れて申立てが行われた場合
イ 協定等と無関係な場合
ウ 軽微な、又は無意味な場合
エ 供給者からの申立てでない場合
オ その他委員会による検討が適当でない場合
- (5) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨申し出ることができる。
- (6) 委員会は、苦情の申立てが遅れて行われても、正当な理由があると認める場合には当該申立てを受理することができる。
- (7) 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、次に該当する方法により公示を行う。
- ア 公示方法
(7) 県報
(イ) 県の掲示板
(ウ) 長野県行政情報センター
(エ) 県のホームページ
- イ 公示事項
(7) 苦情の受付番号
(イ) 苦情申立人（匿名も可）
(ウ) 苦情に係る調達機関名並びに調達物品名及び調達サービス名
(エ) 苦情の概要
(オ) 苦情処理手続への参加を希望するものが委員会へ通知しなければならない期日
- (8) 契約締結又は契約執行の停止
ア 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後12作業日以内に速やかに文書で行う。
イ 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦

- 情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。
- ウ 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知する。
- エ 関係調達機関は委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。
- オ エの場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。
- カ オの通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。
- (9) 検討
ア 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。
- イ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じる恐れのある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。
- ウ 委員会は、説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じる恐れのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。
- エ 委員会は、受理した苦情に係る調達に関する裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかるわらず、本処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。
- オ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果をとりまとめると前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- カ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができます。なお、弁護士以外の者を代理人とすることにつき承認を求める場合には、その者の氏名、職業、その者と苦情申立人、参加者又は関係調達機関との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。この場合の書面には、代理人の権限を証明する下記クの書面を添付しなければならない。
- キ カの承認は、いつでも取り消すことができる。
- ク 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。なお、弁護士である代理人の権限を証する書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。
- ケ 代理人が二人以上あるときは、各人が本人を代理する。
- コ 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会

の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。なお、補佐人の出席の承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適當であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

サ コの承認は、いつでも取り消すことができる。

シ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴が適當ではないと判断する場合は、この限りでない。

ス 委員会は、その判断により、証人を出席させることができる。

セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。

ソ 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。

タ 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に關し識見を持つ技術者等から意見を聞くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者（当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者）であってはならない。

(10) (1)による苦情申立てはいつでも取り下げができる。
なお、取下げは、書面をもって行わなければならない。

(11) 委員会は、前記(10)による取下げがあった場合には、参加者及び関係調達機関に対し、遅滞なく、書面をもってその旨を通知しなければならない。

(12) 関係調達機関の報告書

ア 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し以下の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。

(7) 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書

(1) 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文

(4) 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報
イ 委員会は、アに定める報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後7日以内に委員会に意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を提出する機会を与えるものとし、当該意見又は要望を受領した場合は、直ちにその写しを関係調達機関に送付する。なお、委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。

ウ 委員会は、調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を

除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他当該者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示しない。

8 検討の結果及び提案

(1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内（公共事業に係る苦情申立てについては50日以内）に、検討の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続が協定等の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。

(2) 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下の一又は二以上を含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。

ア 新たに調達手続を行う。

イ 調達条件は変えず、再度調達を行う。

ウ 調達を再審査する。

エ 他の供給者を契約締結者とする。

オ 契約を破棄する。

(3) 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、当該調達の緊急性及び関係調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

(4) 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。

(5) 委員会は、報告書及び提案書を作成した後直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付する。

(6) 関係調達機関は、原則として、関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10日以内（公共事業に係る苦情申立てについては60日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。

(7) 委員会は、検討の結果及び提案に関する外部からの照会に応じる。

(8) 委員会は、申立てられた苦情を検討する際に、当該苦情に係る調達に関して、法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適當な執行当局による措置を求めるため、当該執行当局に通報する。

(9) (1)及び(2)の規定による、報告書及び提案書の公表方法は、委員会が別に定める。

9 迅速処理

(1) 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。

(2) 委員会は、迅速処理の要請を受理した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対し、その決定の結果及びその理由を通知する。

(3) 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。

ア 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後6作業日以内に、7の(12)に定める報告書を

委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後5日以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

イ 委員会は、苦情が申し立てられた後45日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てについては25日以内）に、検討の結果の報告書及び提案書を文書で作成する。

10 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況をとりまとめ、次の各号に該当する項目について、四半期毎に公表する。ただし、知事が必要と認める場合には、これ以外の時期にも公表することができる。

(1) 苦情の受付番号

(2) 苦情申立日

(3) 苦情申立人（匿名も可）

(4) 苦情に係る調達機関名並びに調達物品名及び調達サービス名

(5) 苦情の概要

(6) 苦情処理状況の概要

(7) その他必要な事項

11 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から3年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあっては5年間）、当該調達に係る文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）を保存しなければならない。

12 適用

(1) 協定等に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額によるものとする。

(2) 本処理手続は、平成28年4月1日以降に申し立てられた苦情について適用する。

契約・検査課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成28年3月31日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別、検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務（2級）	平成28年7月3日（日）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種別	区分	科目
交通誘導警備業務（2級）	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令のこと。 車両等の誘導のこと。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置のこと。
	実技試験	車両等の誘導のこと。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置のこと。

（注）学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30名

6 受検の手続

（1）事前申込み

ア 事前申込みの方法

（7）検定を受けようとする者は、下記の（2）の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

（4）受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

（9）電話1本につき1人の受付とします。

（1）定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成28年5月10日（火）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

（2）検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成28年6月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートル

の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの
(貼付せずに提出) 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万4,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

- (1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。
- (2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成28年3月31日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて銃砲又は空気銃（以下「銃砲等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに銃砲等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により銃砲等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
5月11日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	須坂会場	須坂市大字須坂747番地イ 須坂市中央公民館	60名
5月15日 (日)	午後1時 から 午後4時 まで	上田会場	上田市上田原1640番地 上田創造館	60名
5月18日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	伊那会場	上伊那郡辰野町大字沢底字山寺山 県営総合射撃場	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
獃銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
獃銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、獃銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課